

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会  
「会則」

【名称】

第1条 本会は「山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（Yamanashi Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team 通称：山梨 JRAT）」と称する。

【事務局】

第2条 本会の事務局は、笛吹市に置く。

2) 事務局は、正会員団体で持ち回りをすることができる。

【活動目的】

第3条 本会は平時から参加団体が相互に連携し、山梨県において地域住民とともに災害に立ち向かう仕組みづくりに寄与すると同時に、発災時には災害リハビリテーション支援チームを発足させ、被災者・要配慮者の生活不活発病や災害関連死等の予防に関する適切な対応を可能とすることで被災者が早期に災害を乗り越え、自立生活を再建、復興できることを目指し、活動することを目的とする。

【活動内容】

第4条 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 発災後のリハビリテーション支援活動に関すること
- (2) 災害リハビリテーション支援チームの組織化
- (3) 災害リハビリテーション支援活動に資する人材育成
- (4) 災害リハビリテーションに関する普及、啓発
- (5) 関連諸団体との関係構築
- (6) 災害関連諸制度の改善に関わること
- (7) その他、災害支援に関すること

【会員の要件】

第5条 会員は、以下のとおりとする。

- 2) 正会員：理念と目的に賛同し、合議に基づいて参加意思を表明する職能団体
- 3) 賛助会員：理念と目的に賛同し、参加意思を表明する法人

【入会】

第6条 入会を希望する会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。

- 2) 運営委員会は、入会の意思を確認し、合議の上で入会を承認する。
- 3) 入会を希望する会員は、別に定める会費を納入する。

【会費】

第7条 年会費は、以下の通りとする。

- 2) 正会員は、その組織規模によって決められた年会費を納入する。
- 3) 賛助会員は 10,000 円を入会時及び次事業年度以降年会費として納入する。

【退会および除名】

第8条 会員は、事務局に退会の意思を届け出ることで退会することができる。

第9条 本会の理念と目的に背き、また、社会的倫理に反する行為があった場合、運営委員

会の合議をもって除名することができる。

#### 【役員及び組織】

第10条 本会は、活動を円滑に運営するために、必要な役員や組織を置くことができる。

(1) 本会は、役員として正会員から選出する代表（1名）、副代表（1名）、事務局長（1名）、幹事（1名）の役員を置くことができる。

- ① 代表は、本会を代表して会務を行う。
- ② 副代表は、代表を補佐するとともに、必要に応じて代表代行を務める。
- ③ 事務局長は、事務局運営を統括し、事務局を代表する。
- ④ 幹事は、運営委員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(2) 本会は、会の活動（企画運営）を実行するために委員会を設置し、担当ごとに事業の推進を図ることができる。

#### 【運営委員会】

第11条 本会は、運営の議決機関として運営委員会を置く。本会の運営は、運営委員会で議決する。

(1) 運営委員会は、正会員代表者（各団体から3名ずつを選出）及び正会員から選出された幹事1名で構成し、主として本会の事業および予算の決定、その他の提案審議事項について議決・決定する。

- ① 定例運営委員会は、年1回以上開催し、代表が招集する。
- ② 臨時運営委員会は、正会員団体の2分の1の開催要望または代表が必要と認めたときに、その日から60日以内に招集する。
- ③ 運営委員会の議事運営は、別に運営委員会議事細則による。
- ④ 代表が必要と認めたときには、審議事項によってはメーリングリスト（ML）等の手段を用いて議決することができる。この場合の議決は、運営委員会議事細則と同様に取り扱うこととする。

(2) 運営委員会は、各正会員団体の正会員代表者1名以上の出席をもって、成立する。

(3) 運営委員会は合議により、必要に応じてオブザーバー参加を認めることができる。

(4) 運営委員会は、以下の事項について議決・決定する。

- ① 事業報告および事業計画
- ② 決算および予算案
- ③ 役員の選任および承認
- ④ 会則の改正
- ⑤ その他、会の運営に必要な事項

#### 【委員会の事業遂行等】

第12条 本会に、委員会を置く。本会の事業は、委員会で企画・実行する。

(1) 委員会は、会員の中から推薦された者で構成し、運営委員会の承認を経て事業を企画・運営する。

(2) 委員会は、メンバーの3分の1以上の出席をもって、成立する。

(3) 委員会は、必要と認めたときは委員会構成員以外の出席を依頼することができる。

(4) 委員会は、以下の事項を行う。

- ① 本会の事業の企画立案・実施

② その他、本会の事業の企画立案・実施に必要な事項

【予算管理】

第13条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2) 収入は、年会費およびその他の雑収入をもって充当する。

3) 支出は、本会の事業に必要と認められるものについて、予算の範囲で支出する。

【解散】

第14条 本会は、以下の事態に対して運営委員会の合意をもって解散することができる。

(1) 本会の目的が達成されたと運営委員会で認められ、合意が得られたとき

(2) 会員から解散の提案を受けて、運営委員会で合意が得られたとき

(3) その他、解散すべき事由が発生し、運営委員会で合議されたとき

2) 解散の合意が得られたとき、財務処理については代表が責任をもって行い、速やかに臨時運営委員会を招集して財務処理の報告の承認を得て、解散となる。

【その他】

第15条 本会則は、運営委員会の合議をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

【附則】

1. 本会則は、平成29年3月6日に運営委員会で承認され、同日より施行する。

2. 平成29年5月29日 運営委員会にて一部改正施行する。

3. 令和5年9月5日 運営委員会にて一部改正施行する。

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会  
「細則」

【運営委員会議事細則】

第1条 運営委員会の議事進行（議長）は、代表が指名することができる。

第2条 運営委員会の参加は、正会員の団体を代表する3名のうち必ず1名以上を含むものとする。

2) 代表する3名すべてが出席できない場合、正会員の長から委任された者が出席することができる。ただし、原則は当該団体の構成員とする。

第3条 運営委員会での議決権は、出席者の人数にかかわらず各団体それぞれ1議決権とする。

2) 正会員の構成員のいずれもが議決権を行使できない場合、当該団体の長から委任されたものが議決権を行使することができる。

第4条 運営委員会の議決は、総意の合意を持って決することを原則とする。総意の合意が得られない場合は、正会員の3分の2の合意で決することができる。なお、合意できない正会員にあっては、当該議決案件のみ行動に参加しないなどを選択することができる。

【細則】

第1条 事務局分掌

- (1) 入退会に関すること（名簿管理など）
- (2) 財務管理に関すること
- (3) 情報連絡に関すること（ML管理など）
- (4) 会議開催（運営委員会、運営会議）に関すること
- (5) 文書收受、対外問い合わせに関すること
- (6) その他、事務的処理に関すること

第2条 委員会分掌

(1) 広報委員会

- ① 本会の広報および啓発に関すること
- ② HP構築及び維持・管理に関すること
- ③ メディア記事などの情報収集に関すること
- ④ 本会の広報啓発の戦略提言に関すること
- ⑤ 会員相互および県民に向けた災害リハビリテーション支援の理解促進に関すること
- ⑥ その他、必要な事項に関すること

(2) 研修企画委員会

- ① 災害リハビリテーションコーディネーター、災害リハビリテーション支援チーム等の研修に関すること
- ② 災害リハビリテーションに関わるマニュアルの作成に関すること
- ③ JRAT組織としての災害時のシミュレーショントレーニングに関すること
- ④ その他、必要な事項に関すること

### 第3条 旅費・謝金等細則

#### (1) 旅費規程

支給金額（実費）の算出に当たっては、最短経路・最安値を基本として、所要時間短縮のために特急などを利用することは支出するが、特別車両（グリーン車券）などは支出できない。

- ① 運営委員会で認めた者については、運営委員会に参加する旅費を本会から実費を支給できる。その他の会員などの参加には、旅費は支出しない。
- ② シンポジウム、研修などの企画に招聘する講師などについては、原則として所属または自宅から会場までの公共交通機関の実費と必要により宿泊費の実費を支給する。

#### (2) 謝金規定

- ① 講師、演者などの謝金については、そのつど委員会で相応額を決定する。
- ② 本会関係者には、謝金の支出はしない。

#### (3) その他

その他、運営委員会の承認を経て、必要に応じた項目で支出することができる

### 第4条 その他

- (1) 本「細則」は、運営委員会の了承をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

#### 【附則】

1. 本「細則」は、平成 29 年年 3 月 6 日に運営委員会で承認され、施行する。
2. 平成 29 年 5 月 29 日 運営委員会にて一部改正施行する。

## 賛助会員規約

### 【目的】

第1条 本規約は、山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会会則第5条に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定める。

### 【資格】

第2条 本協議会の主旨に賛同し、本会を賛助するために入会した法人とする。

### 【議決権】

第3条 賛助会員は本会における議決権を持たない。

### 【入会】

第4条 本会の賛助会員となるためには、別に定める賛助会員入会申込を申請し、運営委員会の承認を受けなければならない。また、賛助会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず入会月から1年とする。

### 【会費及び納入】

第5条 年会費1万円

2) 会費は、規定する金額を指定された期日までに、本会の指定する方法で納入しなければならない。

### 【退会】

第6条 賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

### 【除名】

第7条 賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、運営委員会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該賛助会員から第三者への資格の継承はできない。

(1) 本会会則及び、本規約に違反した場合

(2) 故意、過失に問わず、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

### 【提供】

第8条 賛助会員には以下の提供を行う

(1) 運営委員会議事録等の情報提供

(2) 各種研修会の案内等の本会活動の案内

(3) 本会活動に際しての参加・協力依頼

(4) その他

### 【附則】

本規約は平成29年5月29日に運営委員会で承認され、同日より施行する。